

協議（2）協働指針記載事項

2 協働についての現状と課題

（1）町の現状、課題（協働している事業・協働できる事業の認識）

①行政から見た町の現状・課題

- ・都市化・過疎化の波、町民の要望（ニーズ）と必要な行政サービスの多様化等環境の変化が生じている ⇒行政サービスが細かい部分まで行き届いていない。
- ・行政だけの考えは幅が狭い（一方的な見方しかできない）。 ⇒町民の参画が必要。

⇒「最少経費・最大効果（町民の満足度向上）」という目的を果たすためには。

②協働に関する事業の認識は、送付資料（2）に記載。

（2）住民・住民団体の現状、課題

（3）その他

3 協働についての基本的な考え方

（1）協働の意義・基本理念

（2）協働を進めるうえでの基本原則

※「序論」事務局案（4）に記載。

(3) 協働の主体等

(4) 協働に関する活動領域・形態
※「序論」事務局案(5)に記載。

(5) その他

4 協働の推進に向けて

(1) 協働を推進する上での役割

(2) 協働の原則・ルール

(3) 協働のシステムの確立

(4) 協働により期待される効果

(5) その他

5 今後に向けて

(1) 具体的な取り組み方

・ 現行の協働の拡大・充実

・ 新規協働事業の実施

・ 住民・住民団体の支援体制、活動拠点の整備

・ 全庁的推進体制の確立（行政の意識改革）

(2) その他

6 その他